

「介護等の体験」について

大阪府立摂津支援学校

1 「介護等の体験」とは

(1) 「介護等の体験」の制度化

- ・「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成10年施行）に基づき制度化
- ・視覚支援、聴覚支援、支援学校（知的障がい、肢体不自由、病弱）で2日間
- ・社会福祉施設（特別養護老人ホーム、デイサービスセンター）で5日間

(2) 「介護等の体験」の意義

- ・「義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から（中略）障がい者、高齢者に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講じるため」
- ・「ものの見方（価値観）、感じ方（うれしさ、痛み）、体の特徴は人それぞれで異なり、年齢を増すことによっても変化する」ことを「体験」を通して認識する
- ・「個人の尊厳・人間のつながり」を義務教育の場で児童生徒に伝えることの必要性

(3) 視覚支援、聴覚支援、支援学校における「介護等の体験」の目的

- ・障がい者理解の促進・啓発
- ・視覚支援、聴覚支援、支援学校の教育内容や今日的課題について知る
- ・体験（児童生徒たちとの関わり）を通して学ぶ

2 視覚・聴覚・支援学校について

(1) 大阪府内の視覚支援・聴覚支援・支援学校

- ・府立、府立分校、市立、国立
- ・支援学校の障害種別（知的障がい、肢体不自由、病弱）
- ・特別支援学校への移行（従来のような障がい種別にとらわれないセンター的役割等）
- ・北摂地域の府立支援学校→肢体不自由（茨木、箕面） 病弱（刀根山）

知的障がい（茨木の高等部、高槻、吹田、豊中、摂津、箕面の高等部、とりかい高等支援）

(2) 実習校（大阪府立摂津支援学校）

- ・平成25年4月に開校 ・小、中、高等部（生活コース、職業コース）の設置。
- ・知的障がい、自閉性スペクトラム症、ダウン症、重複障がい等の児童生徒が在籍
- ・府立とりかい高等支援学校を併設（4階）

3 「介護等の体験」の内容について

- ・学校施設の見学、授業及び行事への参加
- ・介護等の体験…日常生活、授業中の介護、介助等
- ・児童生徒との関わり…学習の場で、休憩時間で
- ・学校現場での様々な業務の体験（掃除等）

※具体的な内容については、現場の指示に従って取り組むこと。

令和〇年度 〇〇大学「介護等の体験」実施要項 (例)

「介護等体験特例法」に基づき、小学校・中学校教諭の普通免許状を取得しようとする学生に対し、大阪府立摂津支援学校において以下のように「介護等の体験」実習を実施する。

1 日 程 〇月〇日～〇月〇日

2 実習時間 8:20～17:00

3 服 装 ビジネススーツ

※靴・かばんは指定なし（リュックやスポーツバッグ可、キャリーバックは禁止）

4 当日の予定（学部、学年、クラス等の配属については当日指示）

1 日目		2 日目	
8:10	集合（2F会議室） 更衣（2F 中学部生徒更衣室）	8:10	集合（2F会議室） 更衣（2F 中学部生徒更衣室）
8:20	実習開始 実習アンケート等記入	8:20	実習開始
8:30	挨拶1名（職員朝礼）	8:30	児童生徒の迎え
8:50	オリエンテーション 実習（サブの教員として） 昼食（児童生徒とともに）		実習（サブの教員として） 昼食（児童生徒とともに）
15:10	児童生徒下校見送り後、教室で待機	15:10	児童生徒下校見送り後、教室で待機
15:15頃	教室で反省会	15:15頃	教室で反省会
15:25～	更衣、貴重品返却後解散	15:25～	更衣、貴重品返却 実習レポートの記入・提出 解散
		～17:00	

5 持ち物

印鑑、筆記用具、昼食（お弁当。コンビニで購入する場合はお箸で食べられるものにする）、水筒、マスク（予備も含む）、Tシャツ・ジャージ（上下）、運動靴3足（上靴…スリッパやクロックスは不可、運動場用靴、体育館シューズ）、外靴を入れるビニール袋、給食3点セット（エプロン、三角巾、マスク）、タオル、着替え、帽子、名前の書いたビニール袋や巾着袋（貴重品袋として使用します）

その他大学で指定されたもの

「介護等の体験」実習にあたって

〔介護体験実習に対する心得〕 ※厳守事項

○学校現場における教育の重要性を理解し、誠実な態度で取り組むこと。

○遅刻や無断欠席は厳禁

実習時間は、8時20分～17時00分。やむを得ず、遅刻・早退・欠席をする場合は、事前に理由を添えて大学に届け出ること。事前に届け出ることができない場合は、**当日の8時10分までに大学へ連絡をすること。**

○実習中に知り得た児童生徒に関する個人情報については守秘義務があり、また、その他の情報についても、外部に漏らしてはいけない情報があるので、十分に配慮すること。携帯電話やメール等を含めて、児童生徒と個人的に交際することのないように注意すること。

○乗用車、バイク、自転車での来校及び近隣への駐車・駐輪は認めない。

○午前7時現在、大阪府及び北大阪に暴風警報が発令されている場合、または、大阪府、北大阪、茨木市、摂津市、高槻市、吹田市のいずれかに特別警報が発令されている場合、もしくは実習当日に校区（摂津市、高槻市、吹田市、茨木市）のいずれかに震度5弱以上の地震が発生した場合は臨時休業となり、実習は延期する。

○控室では水分補給以外の飲食、不要な私語は禁止。

〔実習中の心構え、注意事項〕

- ・挨拶、返事を欠かさず行うこと。
- ・分からないことは遠慮なく教員に聞き、指導を求めること。決して独断で行動しないこと。
- ・児童生徒が下校するまでの間は実習日誌の記入はしないこと。
- ・荷物は教室に置き、貴重品は集めて保管するため、必要のない貴重品は持ってこないこと。
- ・実習中は携帯電話の電源を切ること。
- ・実習終了時に、実習レポートを提出。ボールペン書きで、修正の場合は二重線を引く。

〔身だしなみについて〕

- ・アクセサリー、過度の化粧、香水、染髪、脱色、ネイルは禁止。
- ・爪は危なくないように切り、髪型もひとつにまとめて配慮をすること。

*児童生徒は実習生をあくまで「先生」として見るので、その責任を十分自覚して対応すること。

〔その他〕

- ・健康管理に留意すること。（体調が悪い時は早めに相談すること。）
- ・体調などで配慮が必要な場合は事前に大学へ申し出ること。
- ・修了証書は後日大学で受け取ること。

注意 実習態度が思わしくない場合は失格とみなし、修了証書を発行できないこともあります。また、**修了証書の再発行はできません**ので予めご承知おきください。